

牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2022.03

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★ 個人から法人成したら許可はどうなる？

来年 10 月からインボイス制度が導入されます。この制度が開始すると免税事業者に支払う消費税額を仕入税額控除（仕入や経費の消費税）することができなくなります。つまり元請事業者さんにかからずれば免税業者へ発注すれば請求される消費税額は全て自己負担ということに…。



★そこで 悩む 一人親方★

年間売上（請負金額）が 1000 万円以上の一人親方さんっていらっしゃいますか？
ほとんどが 1000 万円未満の免税業者ではありませんか。一人親方さんからの請求書には消費税がついていますよね。これが 2023 年から経費計上できなくなるということなんです。経費にならない消費税って支払えないですよね。なら、いっそのこと法人にしてもらってははどうでしょう。建設業法も応援していますよ(^^)/

個人から法人成しても建設業許可を引き継げます！

インボイス制度が始まることで法人化をご検討される方もいらっしゃると思いますが、確か個人から法人化すると建設業許可は取り直しになるのでは…。以前はその通りで許可を取り直す必要があり、行政へ支払う手数料（9 万円）も空白期間（申請から許可が出るまでの無許可期間）もありました。しかし令和 2 年 10 月からは、**事前認可を受ける**ことで建設業許可番号もそのまま空白期間もなく個人事業主として取得した建設業許可を法人へ移行することができます。

建設業許可を引き継ぐポイント

- ① 行政からの**事前認可**が必要です。
申請から認可までに**2 か月程度**。法人設立後に認可申請を行います。
- ② 設立する法人について以下の 2 点を満たす必要があります。
 - ・個人事業主が法人の代表権を有する役員である。
 - ・個人事業主が法人に 50%以上の出資をしている。
- ③ 注意：認可が下りるまでは法人での活動は行わないこと。

個人から法人へ建設業許可を引き継ぐためには要件があります。引き継ごうと思ったけど要件を満たすことができずに許可の取り直しとならないよう、法人成をご検討される場合は設立前に早めに牟田事務所へご相談下さい。

★運送業★ ～新年度！チェックリスト～

新規雇い入れ時の対応 ～3点セット～

4月になると新たにドライバーさんが入社することも増えてくるとかと思います。
そんなドライバーさんが新たに入社する際にすべきことを今一度確認しましょう。

過去3年間の事故歴を自動車安全運転センターが発行する

『**運転記録証明**』を取得して把握

1. 適性診断の受診（特別診断）

運転記録証明を確認し適性診断を受診させましょう（事故注意）

- ・特に問題のない65歳未満
⇒**初認診断**（過去に3年以内に初認診断を受診していればその結果を使用できます）
- ・特に問題のない65歳以上
⇒**適齢診断**（66歳になるまでに受診、その後3年おきに受診）
- ・事故惹起者（事故等を引き起こした者） **新しく採用した方が事故惹起者だった！**
⇒**特定診断Ⅰ又はⅡ**（添乗指導を除く6時間の事故惹起者教育）

診断結果は再発行
も可能です

2. 初任運転者教育（3年間保存）

過去3年以内に運送会社での運転経験（履歴書等で確認）がない方は初任運転者教育が必要（添乗指導を含む35時間以上）

- ・指導、監督指針の12項目を座学及び実車を使用して指導⇒15時間以上
- ・実際に事業用トラックを運転させ、安全な運転方法を指導⇒20時間以上

※指導教育の実施時期

初めて事業用自動車に乗務する前に実施します。やむを得ない事情がある場合でも、乗務を開始した後1ヵ月以内には実施します。しっかり記録して保存も忘れずに。

3. 雇い入れ時の健康診断を受診（5年間保存）

以前の会社等で過去3か月以内に健康診断を受診していれば、その結果が使用できます

※健康診断受けただけになっていませんか？ 要再検査見逃していませんか？

再検査を受診させずに乗務して健康起因事故が起きたら行政処分が待っています。事故にならなくても、健康起因で車両の運行ができなくなったら、「速報」です。

自動車事故報告規則 第2条第9号

「運転者の疾病により、自動車の運転を継続することができなくなったもの」

※事故にならなくても「速報」(24時間以内)です。30日以内の報告ではありません。

★産廃業★

～年度末！チェックリスト～

令和3年度も残すところ1か月を切りました。今回は年度末だからこそ忘れず確認しておきたい産廃業のあれこれを一緒にチェックしていきましょう。

☑ 経理要件の確認・・・税申告までに

産廃処理業許可申請には直近3年分の決算内容が重要です。近年、コロナの影響もあり、経理的要件を満たさない事業所様が見られました。一時的な債務超過等であれば、経営診断書や金融機関の証明書添付で対応できることもありますが、最悪の場合、不許可になります。特に更新年については、決算が確定する前に税理士先生へ相談しておくことで事前に対策できることが多いので、早めの対策をしておくことが大切です！

☑ 役員・株主の確認・・・株主総会終了後すぐ！

変更があった場合は10日以内に届出が必要です。（登記が必要となる変更（役員・社名・所在等）の場合は30日以内）。合わせて、届出が必要となる車両・駐車場といった施設関係についても変更がないか確認しておくで安心です。

▼変更届の対象事項（愛知県）

- 会社名称・所在地
- 役員および法定代理人、5%以上の出資者（株主）、使用人
- 事業の用に供する施設（車両、容器等）
- 保管施設の変更（追加、拡張等）

令和4年度 産廃講習会日程

令和4年度講習会日程は3月24日に発表予定です。

申込受付は、2022年4月1日 9:00～開始。

JWセンターのHPからWEB申込みのみの対応です。

申込み時下記が必要となりますため、事前にご準備いただくと申込みがスムーズです。

○受講者の顔写真データ（※画像ファイル448×582ピクセル以上）

（デジカメ撮影データの切り抜きや、照明写真機で撮影した顔写真のスキャンデータ等でも可）

※開催数減少で応募殺到が予想されます。事前準備を整えて、お申し込みはお早めに！！

更新だけでなく品目追加といった事業変更時にも修了証の添付は必要になるため、急ぎの品目追加で修了証が期限切れ！講習も空きがない！！なんてことも。

修了者の受講年月日を管理し、有効期限が切れる前に受講をお願いします。

また、許可取得のためには取締役等の受講が必須ですが、ぜひ現場管理をされる方にも受けて頂きましょう。産廃の取扱いは複雑です。知らなかったでは済みません！！

わずかですが受講費用と賃金助成が受けられる助成金制度もあります。詳しくは白木までお問い合わせください。





「運転記録証明書」SDカード

年に一度、運転記録証明書取り寄せていますか？

「運転記録証明書」は過去5年間に交通違反や事故、行政処分の記録があります。運送会社では取り寄せが必須ですが、営業で車を運転される方や自社トラックを運転される方など、是非取り寄せましょう。取り寄せてみると、同じ違反を繰り返しているなどのクセが分かったり、免停まであと2点しかない！など。

また、毎年取り寄せることで運転する方の意識も高まりますね。この記録証明の存在を通して、交通事故防止への啓発や、運転への意識と注意喚起をする目的を併せ持っており、結果として事故や違反の未然に防ぐことにつながります。

無事故無違反の証 無事故無違反は、安全運転者としてSD (Safe・Driver) カードが発行されます。20年以上ならスーパーゴールドカードです。

社内表彰したいですね。表彰制度作りましょう！（田中）

取得方法 ～委任状で一括申請～

所轄の警察署、郵便局でも取り寄せ可能です。

従業員さんからの委任で、一括して証明書の交付申請が可能です。委任状には証明書の受領の内容確認の同意も併せて記載すれば、全員の証明書は会社が一括して受け取ることが可能です。郵送の場合3～7日、直接受け取る場合は当日～3日ほどで取得することが可能です。令和4年度の新しいスタートに安全確認！ぜひご活用ください。

102-0084	整理番号	200611228
東京都千代田区二番町3番地 魏町スクエア 日本太郎様		
見本		
運転記録証明書		
申請者氏名	日本太郎	
生年月日	昭和56年1月10日	
免許証番号	3011234567800	
行政処分の履歴	0回	累積点数
年	月	日
平成24年7月29日	安全運転義務違反(軽傷事故)	6点
平成24年8月30日	停止30日(短縮29日)	**
平成26年5月18日	信号無視(赤色等)	2点
平成27年6月16日	速度超過(20以上25未満)指定	2点
平成28年3月1日	座席ベルト装着義務違反	1点
備考	以下余白	
平成28年4月1日現在の過去5年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。		
平成 28 年 4 月 1 日		
自動車安全運転センター 〇〇〇事務所長		印

外国人の新規入国制限 ～3月1日から緩和～

3月1日から新型コロナウイルスの水際対策が緩和され、観光を除く外国人の新規入国が再開されました。

ビジネス目的などの3か月以下の短期滞在者に加え、留学生や技能実習生などの長期滞在者は、受け入れ先の企業や大学などが事前にオンラインで申請し、ビザの審査を終えれば、入国が可能になります。**帰国した技能実習生の再来日、楽しみですおね♡**



外国人新規入国オンライン申請

受け入れ機関が入国者のパスポートの情報や、入国後に待機する施設の住所を入力、入国する人に感染防止対策を徹底させるなどの誓約事項に同意すると「受付済証」が発行され、入国を希望する外国人はこの「受付済証」と在留資格認定証明書など必要な書類を在外公館に提出してビザの交付を受けることになります。

オンライン申請は24時間可能で、早ければ申請から1週間程度でビザが発給されます。

入国制限により外国人の受入れが出来ず、事業に滞りが生じ廃業にまで至る事業所様や、「どんな国のどんな子でもいいから受入れたい」など人手不足は想像以上に深刻で、今回の緩和やオンライン申請化は待ち望まれた制度です。